

(様式 1-3)

福島県 (葛尾村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	196	事業名	被災地域農業復興総合支援事業 (ライスセンター・農業用機械整備) 葛尾村	事業番号	(5)-43-43
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	葛尾村 (間接)	
総交付対象事業費	(9,803) (千円) 217,723 (千円)		全体事業費	(211,243) (千円) 217,723 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p><現状></p> <p>葛尾村では、平成 28 年 6 月に一部の帰還困難区域を除き避難指示が解除されたが、長期間の避難を余儀なくされたことから、村民の帰還は進んでおらず、避難指示解除後 3 年を経過しても今なお帰還率は 20% 台にとどまっている。震災前の村の主産業は農業であり、水稻、畜産、葉たばこを中心に多様な農業が営まれてきたが、原発事故を受け、風評被害や除染に伴う地力低下、後継者の流出など営農環境が大きく変わり離農を考える農家も少なくない。また、村内の農業関連施設の老朽化・担い手不足等が深刻化しており、今後、耕作放棄地の増加が予測されるなか、村としては、営農再開に向けた様々な取り組みを実施し、農業者の帰還を促進しているところである。</p> <p>しかし、村の主要な品目である水稻については震災前 135ha 作付けされていたが、現状 26ha までの再開に留まっており、農業・農村地域の復興を図るうえで、更なる農業者の帰還の促進及び水稻の作付拡大が必要な状況である。</p> <p><農業振興の方向性></p> <p>震災前にあった集落での共同取り組み活動が喪失している中、農業者同士での連携の再構築を図り、集落農業の再生を目指すことは、村の再生に大きく寄与することから村の主要施設として位置付けている。</p> <p>集落営農組織が利用する作物生産に必要な農業機械・施設を村が整備することで、この組織の構成員が活躍できる環境を整え未帰還の構成員や村民の帰還を促す。</p>					
事業概要					
<p><本事業で施設を整備する理由></p> <p>本事業により集落における円滑な農業再開と生産基盤の充実・強化を図るために必要な耕起・播種・収穫・乾燥調製等の一連の高性能農業機械及び施設を整備し、集落ぐるみで営農を行う集落営農組織を育成支援することで農業者等の帰還や再開を促進する。</p> <p><整備内容></p> <p>・施設 (設備) 概要:</p> <p>米乾燥調製施設 (ライスセンター) 1 棟 (施設面積 294.3 m²、受益面積 31ha)</p> <p>農業用機械 15 台 (水稻 31ha、大豆 5.7ha)</p> <p>農機具格納庫 2 棟 (108 m²、81 m²)</p> <p><市町村計画等></p> <ul style="list-style-type: none">●かつらお再生戦略プラン 第 2 章 2 (3)●葛尾村農業再生事業化計画「美しい農がある風景を再び かつらお」 3. 農業再生への目標、4. 農業再生への道のり●葛尾村農業再生アクションプラン					
当面の事業概要					

<令和2年度> 実施設計 9,803 千円 <令和3年> 建築工事 151,960 千円 農機具購入 55,960 千円	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
当村の基幹産業は農業であり、地域が再生復興するためには、農業の再生・復興が必要不可欠である。本事業を活用して整備する農業機械・施設を扱うオペレーターは19名おり、うち未帰還者6名及び組合員の帰還が見込めるなど、農業者が営農再開に取り組む意欲が向上することにより住民の帰還を促進させ、村全体の農業振興並びに地域再生を図る。	
関連する事業の概要	
○効果促進事業 第31回申請 敷地造成設計・工事（令和2年度予定） 43,227 千円 ○被災地域農業復興総合支援事業 水稻育苗施設整備事業（令和2～3年度整備予定） 419,382 千円 ○被災地域農業復興総合支援事業 そば大豆乾燥調整施設整備事業（令和2年度整備予定） 65,568 千円	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

